廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第 1 - 3 号 令和 6 年 12 月 16 日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)	
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書		
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)		
(3) 条例第39条第1項	事業計画書		
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)		
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	0	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書		

2 公表する事項

	事 項	内 容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)		長野県諏訪郡下諏訪町 4437 番地 2 株式会社クリーンウェイスト 代表取締役 長谷 誠
申請の区分(Ⅰ)		産業廃棄物処理施設設置許可
条 例 第 46 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県諏訪郡下諏訪町字長笹口 2881 番1
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第8号の2に規定する木くずの破砕施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	9.064 t/日(1.133 t/h 8時間稼働)
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和6年12月17日(火)~令和7年1月15日(水) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで